

徳島県告示第四百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年六月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ダイレックス新田宮店

徳島市北田宮一丁目二四七番地ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となった届出に係る告示

令和三年徳島県告示第三十三号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件

）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場の必要台数を十分に確保し、周辺市道の交通の妨げにならないよう対策を講じていただきたい。

自動車の駐車の用に供する部分について駐車場法等の基準によること。

西側出入口⑧⑨付近について、出入口以外は敷地内にフェンス等を設け、出入口以外の箇所から車両の進入ができないような対策を講じていただきたい。

2 歩行者の通行の利便の確保等

全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮していただきたい。

大型搬入車両の通行によって舗装への損傷が発生すると、歩行者のつまずき及び転倒を引き起こす要因となるため、周辺市道への損傷がないよう対策を講じていただきたい。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物については、燃やせるごみ、資源ごみに分別し、ごみの減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めてください。

古紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール、コピー用紙等）はリサイクルするために古紙問屋に搬入してください。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに一般廃棄物の適正な処理については、徳島市の施策に協力してください。

4 騒音の発生に係る事項

駐車場内の自動車走行音について、車両の最徐行走行を徹底させると騒音規制基準を満たすとの予測が得られたことから、車両の最徐行走行の徹底に努めるとともに、荷さばき音など早朝・夜間における騒音発生に注意を行うこと。また、周辺住民の間に、騒音問題が発生した場合は真摯に対応すること。

5 廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物については、産業廃棄物と一般廃棄物を適正に分別してください。

分別された廃棄物については、関係法令に基づき適正に処理してください。

6 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態、色彩等は避けていただきたい。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和三年六月十一日から同年七月十一日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで